

令和元年10月11日

魚沼市議会議長 遠 藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について
(2) その他
- 2 調査の経過 10月11日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
細野地区へのロータリー除雪車譲渡について、執行部の説明を受け、質疑を行った。
その他で、台風19号に対する市の警戒体制について、執行部から報告を受けた。

総務文教委員会会議録

1 調査事件

(1) 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について

(2) その他

2 日 時 令和元年10月11日 午後1時30分

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、本田 篤、
(遠藤徳一)

5 欠席委員 渡辺一美

6 説明員 森山総務政策部長、小幡産業経済部長、武藤総務政策部副部長、
大塚財務課長、星建設課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (13:30)

本田委員長 渡辺一美委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。これから議事に入ります。

(1) 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について

本田委員長 日程第1、細野地区へのロータリー除雪車譲渡についてを議題といたします。先般、委員会において、委員の皆さんからこの件について不明瞭な点があるのご指摘がありました。至急調査すべきということでもあります。これを受けての本日の委員会です。不明瞭な点がなくなるよう、質疑等をしていただきたいと思います。それでは資料が配付されております。順次説明を求めます。

武藤総務政策部副部長 ロータリー除雪車の無償譲渡に関しましてご説明申し上げます。まず、この案件につきましては、平成29年度におきまして不用決定をしたロータリー除雪車、NR656、2.6メートル級という一般的に大型除雪車ということですが、こちらの不用決定された部分を細野自治会の要望に基づきまして、29年度に無償譲渡を行ったという案件でございます。お手元に配付させていただきました資料に基づいて説明申し上げます。

(資料「ロータリー除雪車の無償譲渡の経緯(細野自治会)により説明」)

本田委員長　これから質疑を行います。ただいまの説明について質疑等がありましたら発言をお願いいたします。なお、会議録の整理上、ページ数も言ってもらえればと思います。皆様におかれましてはページを振っていただきたいと思います。それでは質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

大平(恭)委員　私はまず、最終ページの調査の内容を記したものについて、本年4月5日に区長宅で調査のほうを行ったと、作業場所を確認したとあります。そもそもこの調査は区長さんだけと見受けられるんですけど、ほかの方に、例えば自治会の役員とか対象になるような世帯も出ておりますので、そういう世帯の状況だとか、そこは確認しなかったのか、まず伺います。

武藤総務政策部副部長　まず、この4月5日につきましては、やっと連絡を取って細野区長さんに聞き取りを行っただけでございます。まだその時点では、自治会長さんからはこういう利用方法であったという聞き取りがなされましたので、言葉は悪いですけど、それ以上の聞き取りは行っておりません。

大平(恭)委員　問題提起があったわけなので、その対象となるような実情を区長に聞くのは当然だと思いますが、そのほかに聞き取りや調査を行うべきだと私は思うんだけど、その後にそういう調査は行ったんですか。

武藤総務政策部副部長　その後はまだ行っておりません。

大平(恭)委員　その理由はなんですか。

武藤総務政策部副部長　まず、4月5日ということで降雪期が終わった状況で、具体的にどの場所ということで、雪が降っている状況での質疑ができなかったこと。一義的には区長さんから具体的にここをやっているんだ、こうやっているんだという聞き取りの結果がありましたので、それ以上、例えば役員さんですとかそのほかの関係者の方に、具体的にまだ調査、聞き取り等を行うべきではないという判断に基づいたものであります。

大平(恭)委員　その時点での判断。今はどうですか。今の状況はどうですか。

武藤総務政策部副部長　今の流れがこのような形になっておりますし、後でもお話をしようと思いましたが、同じ年度に下折立でも除雪車を無償譲渡しております。この案件を受けまして、細野の管理の体制と比較して下折立の状況を聞きましたら、下折立のほうは一般的には適切に管理されているという資料もあるそうなので、それを比較しますと今回の細野については下折立とだいぶ乖離があると考えておりますので、今後必要に応じて使用方法については調べていきたいと考えております。

大平(恭)委員　これは、降雪期において調査するということですか。

武藤総務政策部副部長　今後、どうやって今まで除雪したかについては雪が降っていないと調査できませんけれども、具体的に役員さんに聞くとか、そういう部分につきましては現状でも可能と思っております。

大平(恭)委員　それは、やるということで理解してよろしいですか。

武藤総務政策部副部長　一定程度の聞き取りは行いたいと考えております。

大平(恭)委員　私はちょっと遅いんじゃないかと、認識が欠けているというか、さっき下折立の例をおっしゃいましたが、ちょっと乖離があるとおっしゃいました。乖離があるんだったら、すぐ、例えばちょっと違うんじゃないかという話をなぜ行わないのか、非常

に疑問なんですけど、そこら辺もどういう認識で今まで来たんですか。

武藤総務政策部副部長 4月5日に本聞き取りを細野に行きまして、情報としてはそこが初めて私ども伺いましたもので、当然のことながら適切に管理がなされているものと判断をしておりました。ところがそういう状況があったということで、4月から若干なり調査をして、下折立を実際聞きましたのが9月、大変遅くなったんですけど、9月に状況を調査したという経緯がございまして、やっとこの9月末で状況についてだいぶ違うことが判断をしたために、今までできなかったということでございます。

大平(恭)委員 乖離があるとさっきおっしゃったんで、非常に私引っかかるんですけども、なぜそのときに、例えば4月5日に行った、問題提起があって4月5日で調査を行い、それは区長宅、それから作業箇所の確認をしたというのを受けて、他の例として下折立というのは過去の例としてあったわけなんで、同様の例をなぜすぐ把握して、それと調査を突き合わせて、そしてすぐに対応しなかったのか。そこがちょっと私は解せないんですけど、そこら辺についてはどうですか。

武藤総務政策部副部長 これはまた話が戻りますけれども、やはり性善説。当然、平成29年度に譲渡をしまして、2シーズン除雪が行われていたと。その中で特段のこういう異論になる話は出てなかったものですから、当然適切に今までも管理がなされていた。それから遅ればせながらになりますけれども、大平委員のほうから話があって、4月5日に聞き取りを行った。その中では、区長さんのほうも適切に管理をしているというお答えがありましたものですから、なかなかそれ以上の追求した聞き取り等はできなかったということでございます。

大平(恭)委員 大平栄治委員が質問した中身というのは、大まかなことではなくて、具体的にこれをやっていない、これをやっている、これは違うという話を指摘したと思います。その件について区長への聞き取り及び現地確認ということだけで、なぜそれで終わるのか。そこについて本当に担保を取る意味で、本当に大平委員が質問した中身が、本当にそうなのか、違うのか。それは明らかにするというのがまず第一ではないかなと私は思うんで、区長の話聞いたからオーケーというような話はちょっと違うと私は思うんです。それは何もなかった、問題がなかったという程度の話であればいいんですが、事はそういう問題ではない。不明瞭な使い方があったというふうに提起されたわけですから、そこについて具体的に調査を、本当の意味での調査をやっぱり行うべきだったと思うんです。認識がなかったということで、9月にずれ込んだということで、今後やるということでしょうが、そういう認識だと今後の調査もどうかなという気も私ちょっとするんですが。次に、細野区で受けたということで、要望も細野区でやるんで、そして実際も、状況も、区長が言うには区でやっているということなんですけども、大平委員も言いましたけれども、私も現地の方々に聞き取りをしたんですけど、やっぱり形跡が見当たらないんです。ちょっと詮索して事件を追うようであれだったんですけど、ちょっと疑問に思ったもので行ったんです。そしたらやっぱり、その不明瞭な点は住民も指摘しています。これ、区で受けて、例えば資産にもなっていないという話がありました。そうであるならば、区の総会で本当に議論して、確認されて、意思決定された上での話なのかどうかというあたりも、区長への聞き取りの中では行われたんですか。

武藤総務政策部副部長 4月5日の聞き取り時に、その辺の内情もお聞きしました。結論と

しましては、区の総会に議案として上程はされていないということは判明しました。ただ、大平委員からも見せていただきました区の総会の資料、私どもも見せていただいたんですが、確かに議案としてはありませんし、区の財産としての計上はありませんでした。ただ、一つだけ区長の行動報告という部分で、旧土木課建設室と除雪車の無償譲渡に対する協議を行った旨。それから 11 月に受領を、もらいましたという部分が行動報告にあったと記憶しております。

大平（恭）委員　確認をしてみたんだけど、総会には諮っていない。恐らく事実関係としてこういう経過があったということで、口頭でしゃべったかもしれないですけど、載せていない。集落にとっては区で受けたわけですから、これは区役員会でもむ。そして総会で諮って決を取るというのが普通の手順だと思うんですね。どのような議案もですね。しかもお金が関わっている問題で、物が大きいだけに、そしてここに調査結果のところで、いろいろ除雪の箇所が 5 カ所出ています。保管場所等も出ていますが、これらもやっぱり見ると総会に諮らないでやるということはちょっと私、異常だと思うんですよ。そこもわかっておきながら、なぜそこをほったらかしにしているのか。そういう部分が不明瞭だということです。総会に出していない。役員会には何か議論して、それは無しにしようというのが、大平委員の中で質問されたと思うんですけど、せめて役員の中でどういう認識だったのかというのを探るのが普通だと思うんですけど、そこも行われていない。これはまだ調査ではないなとは思いますが、具体的に④番、要援護世帯の高齢者の取付道路までの除雪。これはもう集落の人は見たことはないというわけなんです。僕が聞いた中でのことだったんですけど。これは異常で、今やっていないんだったら冬まで待たなくて、早期に不明瞭な点、明らかでない点、疑問で指摘された点、やっぱり調査すぐ行うべきだと考えますが、その辺いかがですか。

武藤総務政策部副部長　調査の段階でどこまでどう踏み込むかと。調査というか 4 月 5 日の時点から聞き取りにとどめておりますので、今一步実情を反映させるような、今後は調査といいますかを進めてまいりたいと考えております。

大平（恭）委員　すぐやりますか。その辺確認したいと思います。

武藤総務政策部副部長　可及的速やかに行いたいと思います。

大平（恭）委員　そこら辺について可及的速やかにとおっしゃいましたが、この委員会に報告を求めたいと思いますが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長　可及的速やかに行い、取りまとまりましたら委員会に報告したいと考えております。

大平（恭）委員　そこで、公益性が揺らぐんですよ。公益性。指摘されたように公益性が揺らぐんです。確認を取ったわけじゃない段階でこういうことを言うのはあれだかもしれないけども、そういう疑いをもたれるようなことが今後ないとも限らない。そして、実情としてひょっとしたら不明瞭な点で、この大きなロータリー除雪車について、今後 3 年を経たら、例えばどういう使い方をされるかというのがわからない状況で、歯どめとなるようなものをしっかり考える必要があると思うんですけど、ここは踏み込んで考えるつもりはありますか。

武藤総務政策部副部長　結論から申しますと、今回様々な疑問点も出ておりますので、今後譲渡後の使用、譲渡の条件につきましては、提出資料、使途の報告等を含めて、いろんな

他市の事例というわけではないんですが、具体的にどういうのが適切に我々の管理ができるのかを含めた要項等、取り決め等をして、今後あつせんするのであればそちらのほうで対応していきたいと考えております。

大平（恭）委員　私やっぱり思うんですけど、今回は問題提起があつたからこうやって委員会で議論しています。でもそれがなかったら、ひょっとしたら何もないかもしれない。そのまま、変な言い方かもしれないですが、悪用されているケースもあつたわけで、それを見ると非常に問題だなと思うんで、ここはこういう主要なものについて、物品とはいえ大きな主要なものについては議会への説明と、特に今回行われていなかった譲渡後の調査、どのように使われて、どういう経緯で考えて、それぞれ集落であれば意思決定をしたのか。そして、どういう経緯でその作業を行っているのか。そして、本当に言っていることと市のほうに提出されたことが一致しているのか。その辺のチェックをすべきだと思うんですよ。そこについていかがですか。

武藤総務政策部副部長　先ほどお答えしたとおり、そういうふうに必要なと考えております。

本田委員長　大平恭児委員。中断させて申し訳ないんですけど、踏み込んで話されておりますけども、一旦、委員の皆さんでこの資料が理解できているかどうかの、最初の入り口の話に一旦戻って、その後にまた振りますので、順番的に入り口のところから入りたいと思います。大変申し訳ないですが、私が最初に整理すればよかったんですが、そこは許してください。委員の皆さんにお伺いいたします。まず、ここがわからないとか、簡単などころで結構でございます。わからないところあつたら、ぜひ、よろしくお願いします。

星野委員　今ほど下折立にも譲渡をしたというお話がございましたけれども、このような無償譲渡を依頼するというような件は、今回の細野、下折立、ほかにも以前にもあるような話なんでしょうか。

武藤総務政策部副部長　類似事案ということですがけれども、私の認識する範囲では、大型重要物品と言われている 100 万円超の物品の不用部分を譲渡した経緯としましては、今回の細野が初めてでございます。同じ年度の中で細野の事例を受けまして、下折立もそういうことであれば我々もということで、同じ年度でございますが下折立が後から手を挙げたということでございます。

星野委員　細野区長より除雪の件で相談を受けて、除雪回数をふやすことができないので、廃車の除雪機を無償譲渡でという流れになってますけれども、除雪回数がふやせないから廃車の除雪車をどうだというのは、市からの提案なんでしょうか。それとも細野区長の口からの言葉なんでしょうか。

武藤総務政策部副部長　不用決定する前の話となりますので、そちらにつきましては、建設課長からお答えをしたいと思います。

星建設課長　このロータリー除雪車の無償譲渡の経緯の 1 ページ目の、要望書が出るまでの経過を含めて説明させていただきますけれども、まず、市民対話集会の席で除雪車に関する発言があつたということで、その対応について、当時、管財と建設室で相談をして、口頭での要望ではなくて要望書としてあげてもらおうという話になりました。除雪機械の用途廃止について建設課でやっておりますので、私のほうで細野区長にここに来てもらいまして、用途廃止される予定の除雪機械、何台かありましたので、それを説明して、本当に必要であれば要望書を出してほしいという話をしました。その話の中で細野区長のほうから、市

の除雪は朝の通勤、帰宅の時間帯 2 回しかしないことになっているんだけど、朝来た後に雪が降ると、大きいトラックが来るとあそこの道はだいぶスタックして、そうすると通勤の方が渋滞になるという話で、そこを市が除雪した後に雪がいっぱい降ったときに自分たちでやりたいという話がありまして、そういうのであれば要望書として出してほしいという話で、3 ページ目の要望書として出てきたわけです。ですので、提案としては細野区からの提案。こちらからの提案ではなくて、集落からということになります。

星野委員 対話集会というのは、市長との対話集会の件でしょうか。

星建設課長 そうです。

星野委員 その質問をしたのは細野自治会長なんですか。

星建設課長 そちら辺がちょっとあれですが、細野区から出たものです。

星野委員 そのときは、その話を聞いているのはもちろん 1 対 1ではなく、もう少し細野地域の人とかたくさんいらっしやったと理解してよろしいでしょうか。

武藤総務政策部副部長 若干資料がございまして、平成 29 年 5 月 10 日に守門公民館で行われた市民対話集会でございます。発言者等は明記されておりませんが、参加人数は地域の方 26 人が参加なされたという資料がございまして。

大平（栄）委員 基本的なことから言いますけども、細野自治会長への聞き取り及び現地確認調査を行ったもの。現地確認をどうもしてないみたいですけども、どのように行ったんですか。

武藤総務政策部副部長 今ほどの大平委員のご質問は 12 ページの関係する部分だと思いますが、現地調査という部分ですけど、当然 4 月ですから残雪があるのみでした。当課担当者が赴きまして、具体的にどういう箇所だったかという部分を現地で説明を受けて、写真を撮ってきたということでございます。

大平（栄）委員 私が聞いたときは何もそういうのなかった。行ってもきてない。ただ会長に聞いただけという。その写真の日にかが入っているわけだけど、後で出してもらいたい。その調査したときに、調査したんだからその調査結果出してもらえますか。今、言ってください。

武藤総務政策部副部長 写真についてはございますので、後日提出したいと思います。調査という聞き取り結果につきましては、12 ページの 3 番（1）のとおりでございます。

大平（栄）委員 そのときにやってなかったことがわかる。やったという、調査したという、聞き取ったという、それがいただきたいんですけども。それがなかったら今まで言ったことみんな嘘になる。区長に聞いただけ。俺が今まで聞いたところによると、区長に聞いただけだと。現地調査と書いてあるんだけど、全くしていない。俺に言わせるとこれはもう公文書偽造ですよ。どう調査したということ、今まで行ったも何もない。

本田委員長 質疑形式でお願いいたします。公文書偽造かどうかということによろしいですか。

大平（栄）委員 俺の言ったこと出してくれたことない。

本田委員長 そのような質疑です。

武藤総務政策部副部長 公文書偽造は当たらないと思います。それから、この 12 ページの資料につきましては、平成 31 年 4 月 5 日の午前中にたしか大平委員が財政課のほうへおいでになられて、それでその状況を聞き取った結果、当日の午後に即座に連絡を取って区

長さんのところにお邪魔した結果がこの 12 ページの内容であり、後日提出させていただきます現場を写した写真ということになります。

大平（栄）委員　全然答弁になってねえねっかって。聞き取りというのは、本人のところに行って聞いただけで、写真があったからって、現場 5 件、行ってなかったですよ。後で行ったけれども、全然来てないそうです。だから、全く書いてあること違うんですよ。

武藤総務政策部副部長　大平委員のご意見ですけれども、先ほど大平恭児委員にも私のほうで答えたとおり、まだ聞き取りの段階でそこまでの具体的な調査をいたしておりません。私どものほうが 4 月 5 日に区長さんから聞き取りを行ったというのは、当然区長さんがお答えしている部分ですので、我々が一義的には信ずる必要があると思います。その中でこの部分をやった、やってないという部分については、私どもが区長さんから聞き取りをした結果と、大平栄治委員がおっしゃられる全くやっていないという部分については、当然そこで齟齬があるわけでございますので、どちらが真実なのかという部分も含めた調査を今後行って…（「はい」と呼ぶ者あり）と考えております。

大平（栄）委員　どちらかじゃない。確認だから。確認。調査ということになってない。ちょっと余談つけるけども、前の監査委員が、ごみが出てきたときに聞き取り調査やったってったら、裁判官が調査やったんだからいいじゃないかということで、調査というのはちゃんといくの。聞き取り調査、確認だろ。確認したったら、調査、確認したことをちゃんとみんな載らんくちゃならねえ。聞き取りだけじゃないか。

武藤総務政策部副部長　いずれにしましても情報を得たのが 4 月 5 日でございます。当時、その当日に伺ったんですが、残雪があるのみということで、では具体的にどこをどうやってやったかということについては、やはり降雪期を待って、実際にやった部分の写真ですとか、具体的にどういうところをやっている状況等々の写真をつけないと、実際の調査は完了しないと考えております。

大平（栄）委員　こういうところに聞き取りだけで調査、確認なんていって書くことない。それを言ってるんです。

武藤総務政策部副部長　12 ページの報告書につきまして、確かに大平栄治委員の言われている調査理由、調査日時、調査結果となっております。実際の内容的には聞き取りを行ったということでございますので、この調査については訂正をさせていただきたいと思います。

志田委員　12 ページの部分なんですけど、調査結果の 5 項目ある中の③番。小出守門線ということで、これは県道に当たることは間違いないですか。

武藤総務政策部副部長　今、調査を訂正しましたので、この経過報告の中の 3 番目、小出守門線ということですから、主要地方道、県道ということになります。

志田委員　⑤番の細野工業団地通勤者等の早朝、夜間の除雪。これは市道になりますか。

武藤総務政策部副部長　市道になります。

志田委員　県道であつたり市道である道路に対して、自治会の所有の除雪車あるいは個人の持ち物の除雪車等で、大型に除雪作業するということは許可が必要なのか、あるいは無許可でもやれることなのか、そこを一点お願いしたいと思います。

星建設課長　個人が市道を除雪する場合の手続きについてですけれども、現状としては特に許可というような手続きは踏んでおりません。ただ、そういった申請もございませんので、現状としてはそういうことになっています。

志田委員　現状ではそういう規則はないということなのですが、道路上なので、例えば交通事故であったり、人身事故であったり、そういったことも考えられますので、市としては細野自治会がそういった除雪をしているということに対して、そういう危険に対する作業でありますので、そういう部分、もし事故が起きたとき等の配慮、考え方等はなかったんでしょうか。

星建設課長　今、現状としてそういう事故等は起きていませんけども、たしかに委員おっしゃられるように今後どういった危険性があるかわかりませんので、まだ我々もどういうふうなことをして、どういうふうな作業で除雪をしているか確認をしておりますので、この冬また雪が降ったときにどういった除雪をしているかを確認して、安全に作業をしているかどうかというのを確認したいと思います。

大平（栄）委員　今、道路の件だけでも、これ譲渡する前に相談あったわけでしょう。今、機械がどれだけ道路を走っているか。それも一つ。中の工場の除雪してるわけだ。けども、これ見ると 20 号線と 35 号線。おとしは公安委員会の許可取ってあるけども、去年は許可取ってないというんだけど、毎日やっていて許可なしにするわけないでしょう。だから建設課長のほうで必ずほかの人がやったら、絶対させないということで。なんで細野区長だけ、区長というか個人にするのはいって。今言ったことはいいってことでいいですね。個人がやってるんですよ。譲渡するときに 20 号線と 35 号線の除雪しかできないんだから。工場の中を除雪したらもうそんなのは全く個人のものなんだから。違反なんだから。譲渡するときは道路の補完的だけだったんですよ。この書類見ると。最初から工場内除雪するというのにやったんじゃないんですよ。後からつけて工場内除雪ができたんですよ。最初から、前に聞いたときはちゃんと相談があったとか言ったけど、今見るといっそわからない。

星建設課長　基本的には市道除雪をするということで、要望でもありますけども、個人の駐車場も一緒にやっている可能性もあるということで、その程度がどういった程度なのかもあるのかなとは思っています。絶対個人のところには少しも入っちゃだめだよとか、そういうところは程度にもよるかと思っています。

大平（栄）委員　さっきも言ったように、譲渡するときは工場内の除雪なんてないんですよ。道路だけなんですよ。話聞いたらいいんだと。道路だけだったら市がやらせておくんですか。できないんですよ。個人が道路除雪したらいっぺんでやられます。市のほうではだめだって。全部土建屋にも機械乗ってるんだから。細野は今、区長さんがやったからいいんだと。くれるときは道路だけなんですよ。そうしたら大平組のほうから契約書とかいって、そうしたら大平組との契約だろうという話も聞いたんですけども、それは市がやらせているんですか。除雪費はどうなってるんですか。

星建設課長　細野集落がやっている市道の除雪については、特に市がお願いしてやっているわけではありませんし、除雪費を出しているわけでもありません。あくまでも集落で自主的にやっている作業ということになります。

大平（栄）委員　そんなのに出しちゃならないんでしょう。道路走るのに。警察に聞いて、前の年は公安委員会の許可があるけども、去年はないという。許可があったとして、市との契約してなかったら除雪なんてできないんです。ないのにやらせて、最初から譲渡するときにそれをやってるんだから、全くその条件を満たしてないし、公益上の必要性なんて

一切何にもない。そのことについて、小幡産業経済部長。前に1回聞いたことあるけれども、今言ったことについて。道路について。除雪の件について。

本田委員長　公安の許可がという話です。

小幡産業経済部長　大平委員が言われます、おとしは公安の許可を取って、去年公安の許可を取られてないという部分については、建設課のほうでは状況を確認していないそうなので、早急に確認したいと思います。また、細野地区に限らず、個人が市道の部分について一部除雪をしたり、乗り入れ間口を除雪するという例は多々あると思いますので、我々がそれを全て把握しているというような状況ではありませんので、一概に個人が市道の除雪をしてはならないというような言い方はできないという考えです。

大平（栄）委員　252号線からこれだけ。20号線、35号線。ここを毎日してて、毎日しなかったら何にもならない。やることがある。今言ったように、車が渋滞することがある。何回ありましたか。市長はそういう答弁したし、今も聞きましたよ。

小幡産業経済部長　建設課として状況を把握している部分は、12ページにありますように、財務課のほうで4月5日に現地調査、聞き取りをする中でしたということで、これ以上のことは建設課のほうで把握しておりません。よって、そのシーズン中にどのような除雪を行われていたかとか、そういう部分については建設課は把握しておるところではありませんので、今の質問に対してはお答えができません。

大平（栄）委員　譲渡するときの条件が、20号線と35号線の除雪ということなんですよ。補完。そういう魚沼市全体と見たって、それ以上除雪するときもあるけど、ほとんどどこ行ってもそれで間に合ってるんです。ここだけが間に合わないということはないわけけども、間に合わないときだけだったら何回くらいあったのか。毎日これなかったら。これしてくれるときは道路の条件で話したんですよ。建設課のほうへ。そうしたら道路のほうは大平組との契約だから、大平組がやってるんだからそれでいいだろうとか、いろいろある。これから、調べてないということになると、全然わからないということになれば、それで結構ですけども、くれるときの条件がそうだから、ちゃんと調べて、どういうところ除雪やるんだかなとか、やってるのかなと。譲渡した後はそれを見るのが役所の職員だと思うんです。責任だと思うんです。

小幡産業経済部長　資料の3ページにございます、平成29年10月19日付で細野区長から無償譲渡の要望書が提出されまして、担当課、建設課としましては、この内容を審査する中で譲渡に値するという判断をして、行政財産から普通財産に用途変更する中で用途廃止をして、財務課のほうに引き継ぐというところまでが、当時土木課建設室の役割であって、その後の使用状況等について調べる義務はないと理解しています。

大平（栄）委員　事故があったらどうするとか、道路の管理はどこですか。財務課か。そうでないでしょう。道路の除雪やってたんだから、それを調べるというのが課長でしょう。

武藤総務政策部副部長　大平栄治委員のおっしゃられるとおりの部分で、具体的に細野の20号線と35号線を何回やったのかという部分につきましては、4月5日に聞き取りを行ったときも、やったということはあるけれども、資料として車両運行簿もつけていないということでありましたので、いつ何回やったというのは、聞き取りの中でもお答えはいただけませんでした。ですが、先ほど来からのお話のとおり、ことし、今度降雪期におきましては、例えば運行簿の作成をお願いするなり…（「今回はいらんがんだて」と呼ぶ者あり）

本田委員長　発言は許可を得てお願いをいたします。ほかに委員の皆さん、ございますでしょうか。例えば評価額算定書だとか、車検証の件だとか、こういうところわからないという入り口の話で結構ですので、そういったところの質疑はございませんか。

大平（恭）委員　３ページの除雪機械無償譲渡要望書の中に、２番目、「最低３年間は使用を継続することをお約束します。」と書いてあるんです。これは、無償譲渡する際に３年は言ったとおり使ってねという話の中だと思います。今回のことを受けて、これは物が物ですので、下折立にもやっていると言っています。これ３年でいいのかというのも、３年で自由にお使いくださいという話では、僕はそこは物が物だけに、公共性が高いだけに、ここを３年で線を引くということはちょっとどうかなと思います。その辺、今後の話になりますが、この３年の部分については、継続というんですか、３年ではなくてもっと延ばした状況を考えて調査を行っていくという考えですか。

武藤総務政策部副部長　今ほどのお答えですけれども、今回３年というのが、書き物に決まったものではございません。ただ、あくまでも今回の２.６メートル級ですと、旧建設省の標準使用年数表に１５年間は除雪機械として使いなさいという部分があります。今回も１５年ちょっと切るくらいで不用決定しましたので、本市としましては１５年間使ったということは、一般的な企業会計でも耐用年数を過ぎている。かなり過ぎているわけです。旧大蔵省の耐用年数表だと除雪機械は４年ですということで企業会計はなっておりますので、ただ、こういう除雪機械については１５年ということで旧建設省、今の国土交通省は定めております。ということは、１５年を経過すると今度、どんどん使えという義務を課すと、修繕費が莫大になってくる可能性があります。１００万円、２００万円の修繕費が動かすたびに当たり前になってきますので、一義的には１５年を経過して、ほぼ耐用年数を過ぎているということから、さりとて１年使ってなんでもいいという話はできませんので、今後発生する修繕費の負担を考えると、おおむね３年が妥当かなということで、３年を決定させていただきました。ただ、委員のおっしゃられるとおり、３年ですずっと行く気なのかという部分については、その機械の修理状況とか稼働状況、どういう機械の状況かも考えた中で検討していく必要があるかと考えております。

大平（恭）委員　それは、３年を経過した後の、今回であれば細野の自治会が使いたいということであれば、それを踏まえて市は関わりながら、除雪をするのであればしてもらうという形ということですか。

武藤総務政策部副部長　今後の検討になりますけれども、使用状況の報告等をいただきながら考えていきたいということです。

志田委員　先ほどの質疑の中で、市道を除雪することに関しては規約はないということでしたが、今後もその状況のまま、例えば道路上で作業するわけですので、ただ単に道路上を大型の機械が走るということではなくて、市道を使ってその上で作業をするということですので、そこで起きた事故とか、物損事故等あると思いますので、それに関しては一切市が責任を取らないという考えでいくのか。細野の件で言いますと国道２５２号線から工業団地までというかなりの距離になると思います。入り口だけあるいはラップ口だけを除雪したという認識ではなくて、１路線をずっと除雪しているというような認識だと思いますので、そこで事故が仮に起きた場合、市はどういう対応をされるのでしょうか。

星建設課長　市道での作業の件ですけども、道路上の作業については機械に黄色い回転灯が

今ついていますので、一応作業についてはしても大丈夫な機械となっています。ただ、安全にやっているかどうかの部分については、先ほどの繰り返しになりますけど、作業の状況が今までどうやっていたかわかりませんので、ことしの冬、どういうふうに作業しているかを確認して、そこら辺は安全に作業してもらうようにはお願いしたいと思いますし、もし危険であれば、またその対応については検討していきます。

志田委員　　今、市の除雪は企業体という形で各地区でやられているんですけども、朝と夕方と2回しか出られないから、その足りない部分を除雪するということで、そういった意味では除雪企業体との関連性あるいは連携も取らなければいけないと思いますので、そこら辺の規約というか、そういうものを整理しなければいけないと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

星建設課長　　除雪企業体との関連はないとこちらでは考えていて、あくまでも市道除雪は除雪企業体が朝通勤と帰宅の時間帯はやると。それでもうちちょっと利便性をよくするためにその集落がやっていることなので、除雪企業体との連携というのは考えていません。

星野委員　　初歩的なことで申し訳ないんですけど、12ページの保管場所に細野工業団地内と書いてあるんですけども、最初に車庫証明等が必要だと思うんですけど、これだけ大きいものが入る場所というのは限られていると思うんですが、最初からどこに保管するのかなど、そういった確認は取っているんでしょうか。

武藤総務政策部副部長　　譲渡の際にはそのような確認は取っておりません。ただ、現状としては細野工業団地の西原環境さんのスペースに停車をしているということでもあります。

星野委員　　最初からこの保管場所は変わっていないということでしょうか。

武藤総務政策部副部長　　受領の条件としてはどこの場所という指定はございませんでしたので、2年間変わっていないものと思います。

本田委員長　　ここでしばらく休憩します。

休　　憩（14：30）

再　　開（14：40）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。質疑を続行いたします。皆さんのほうから発言をお願いいたします。

大桃委員　　冒頭、この資料についてページ数が振ってないとお詫びがありましたけども、ページ数を振っていただかないとどこがどうだったか。面倒でもそれはしていただきたいんですけど、この綴り方が説明の順番と違うので非常に見づらいんで、見やすいように綴ってください。それでですね、この1ページ目のロータリー除雪車不用決定というのは8月23日なんですね。それで、起案書。起案書の起案が8月23日なんだけど、これは一日のうちに起案であるんだけど、決定ができるんですか。

星建設課長　　8月23日という日は起案日でありまして、4ページ目に起案文書がありますけれども、その中に決裁日の記載がありませんでしたので、何日かは経過していると思います。ですので、1ページ目の8月23日の決定の日付については起案日の日を入れてしまったということで、大変申し訳ありませんでした。

大桃委員 この起案用紙の決裁の日付を入れないと、この書類としては不備なんで、きちんとやっていただきたいと思います。それから、細野区から来ている要望書ですね、3ページの。これ10月19日の日付です。受付が10月19日です。1ページ目は、受理が10月19日です。こんな一日でできるんですか。

星建設課長 これについては、その日もらって、その日受け付けて、そのまま当時の管財室のほうにお持ちしたということになりますので、これは可能です。

大桃委員 先ほどの説明で、名義変更ができたかどうかの車検証を出してもらったらしいですけど、この所有者の氏名や住所を黒塗りにして、所有者が変わったかどうかってわかるんですか。

武藤総務政策部副部長 黒塗りにする前の部分で、私どもは把握しております。

大桃委員 情報公開条例上、プライバシーだとかいって個人の名前をというのはわからんじやないですけど、あんたがわかっていたって情報公開請求した人はわからないです。どういうふうな仕方がいいのか、私ちょっと考えはないですけども、これもらってもしょうがない。なので、その辺をちょっと改善していただきたいと思いますけども、条例の兼ね合いでどのようにしたらいいかちょっと考えていただきたいと思います。いかがですか。

武藤総務政策部副部長 このたびは資料作成の段階で情報公開条例の提出資料をつけさせていただきました。ただ、今後は、先ほどの話のとおり調べさせていただくわけですので、その過程の中で氏名等の報告はしていくべきと考えます。

大桃委員 これ情報公開で出したときのものをそのまま持ってきたという話なんですけど、委員会に出すのであれば、皆さん守秘義務をお持ちの特別職の公務員ですから、ここは名前を黒塗りじゃなくて出して、ちゃんと変わっていますよというのを確認していただく必要があると思いますが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長 おっしゃる部分も大変よく理解できますので、今後検討していきたいと思います。

大桃委員 もう一点ですけど、形式が違うんです。不用除雪車調書では形式NR656です。評価調書も656です。車検証が655なんですけど、なんで違うんですか。

星建設課長 確かに番号が違いますので、ただ、ナンバーはあっておりますので、NR655の車検証の番号が正しい番号ということになるかと思います。

大桃委員 起案のとことか、財産のどこ、全部656になっていて、みんな間違っているっていう話ですよ。ちゃんと確認してください。いかがですか。

星建設課長 大変申し訳ありませんでした。

大桃委員 きょう委員の話の中で、調査が不十分だというお話をいただいておりますので、今わからない部分については調査をしていただく。それで、その結果を聞いて今後どうするかという話とか、今ののを是正するのから、もう1年経ったらどういうふうにするのかという部分については次の委員会になるんでしょうから、そういうこと話し合いたいと思いますので、先ほどの調査、可及的速やかというので、期限を切ってやっていただかないと委員会の開催ができないもんですから、いつ出せるかというのを明言していただければありがたいと思います。

武藤総務政策部副部長 我々としましては速やかに行いますけれども、実際に降雪状況でどういう作業を行っているかという部分が必要だと思いますので、聞き取りだけであればす

ぐできますが、実際に写真を添付して、こういう状況で行っているという報告をするためには、降雪期を若干過ぎてからにしていきたいと思います。

大桃委員　だめです。先ほどの調査の中身、聞き取りっていう話が、区長に聞いただけということでは非常に不十分ですので、雪が降る前にも近隣の人たち、実際ここを除雪してもらった要援護世帯の方にも聞くなりしたことしなきゃなんない。それはすぐできるはずですから、それをまずやるっていうことが大事です。いかがですか。

武藤総務政策部副部長　今ほどのご意見のとおり、できることもございますので、今までの聞き取りより一歩踏み込んでしていきたいと思います。

大桃委員　それはすぐにできるんで、いつまでにできますか。

武藤総務政策部副部長　12月中には取りまとめたいと思います。

大桃委員　12月中じゃだめ。雪が降ってくる。今、10月11日。10月末くらいに、もっと短くてもできるはずなんですけど。これなんて半日行って聞いてただけです。ただほかに聞く人が何人かふえるだけで、これだって半日でできるはずだから、あとそろえたって1週間もあればできるだろうけども、ということで、10月末でお願いできませんか。

武藤総務政策部副部長　12月はよろしくないということですので、11月中旬にお願いしたいと思います。関係者もだいぶ多くなりますし、要援護世帯の方につきましては、こちらに所在していない方も結構いらっしゃるみたいですので、連絡がすぐつかない方もいらっしゃると思いますので、11月半ばまで期限をいただければと思います。

大桃委員　こちらにいない要援護世帯の方まで追いかけていく必要ないですから、いらっしゃる方で大丈夫ですし、ふえたって100人も200人もなるわけじゃないので、10月末にしてください。

武藤総務政策部副部長　10月末までに取りまとめるように努力をいたします。

大桃委員　資料の出方によっても委員会をまた開いていただきたいと思います。もう一つ要望なんですけども、先ほど下折立にも同年度に譲渡したのについては、大平委員みたいに見ていて問題提起する方がいないのか、その辺よくわかりませんが、そっちが問題になっていないということであれば、そちらはどのような形でやってるのかみたいな、比較できる資料を次のとき出していただきたいんですけど、いかがですか。

武藤総務政策部副部長　下折立の件につきましても、同様に取りまとめた部分を提出したいと思います。

大平（栄）委員　基本的問題ですけども、公益上の必要性っていうことなんですけど、まずその前に、用途変更は市長ができるんですか。行政財産から普通財産に変更するのは。そうしないと譲渡できない。そのために用途変更したわけです。公益上の必要性があれば団体にもやれるし、安くても譲渡できる。それは、公益上の必要性ということは、譲与できないんですよ。こんなことあれだったら、不用の決定して、市長が勝手にして勝手にくられたら、こんなことばっかりやってんばならんから、そのためにちゃんと長及び議会というのがなってるから。この前のとき、どうのこうの言ったけども、もう一回その勉強した結果を、一番大事なことから。

武藤総務政策部副部長　今ほどの話の前段は行政財産から普通財産へ用途変更ではなく、不用決定をすることです。それは財務規則に基づいて…（「だから用途変更」と呼ぶ者あり）最初の部分をご説明申し上げます。

本田委員長　委員長の許可なく発言はできません。

武藤総務政策部副部長　次に、先ほど来、前回、前々回の議会から大平委員がおっしゃられているとおり、公益上の必要性につきましては、あくまでも大平委員がおっしゃられているのは、自治法上の歳出の部分でおっしゃられています。確かに 232 条の 2 では、概念として歳出の部分、支出について寄附又は補助を行う場合について、規定が 232 条の 2 でございます。それにつきましては実務提要のとおり議会及び長。これにつきましては予算の補助、予算上での寄附ですから、議会の議決を経て予算を決定した上でなされる行為ですので、長及び議会ということになっております。ただ、私ども今回行った法律行為につきましては、あくまでも自治法上の 9 節、財産に基づいて、財産の管理及び処分、こちらに該当させて行った部分でございます。条文につきましては 237 条第 2 項で、行政財産の使用などを含めて、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」という部分で、あくまでも今回の不用決定された物品の処分につきましては、自治法第 237 条の財産の管理及び処分、こちらに規定してございます長又は議会ということで、条例に委任している部分を適用させていただいて、長の判断で行ったという部分でございます。

大平（栄）委員　自治法上の規定なんです。まさに。いいですか。補助金なんてのは議会の議決でと決まってるんです。そんなの言わんだって。日本中の自治体が補助金とか金をやるときは議会の議決なければ、絶対出せないんだから。でも、そうじゃなくて、解説として、ちゃんとその公益上の必要性ってのは長及び議会だと。だから今の不用の決定、用途変更で不用の決定した。不用の決定する前は財産なんだから、決定したって財産なんだから、それをちょっとでも年数があれば、金になれば競売にしねえばならないし、人にやる時は議会の議決いるんだから。それを不用の決定したからといって、しかも今度ただでやるんだから議会の議決がいるわけよ。議決とは言わんけども。長及び議会が認定するっていう、これがなかったら、これでいいってことになったら、後から書いてあるの見せてやるからいいんだけども、それでいいってことで出したってことになれば、いつもいつもこういうことが起きるわけですよ。だからさっきの 232 条の 2 でもってわざわざ長及び議会なんて書くわけじゃないですよ。とにかく、そういう間違いがあるから、そうやる場合は必ず長及び議会となってるんです。裁判にかかっている。まさに今の問題がそうなんです。それをやらんからこういうもんあるんだ。だいたい条例は不用の決定すれば譲渡することができる。できるという一番最初に公益上の必要性。それがなかったらできないわけよ。ただ、譲渡することができるって、やってもいいなんてことは一つも書いてない。初めて長及び議会が認定して譲渡することができる。そっけんことわからんで、いつもこういうこと起きるねっか。自治法上そうなんです。私が言ったこと違いますか。

武藤総務政策部副部長　違うと思います。

本田委員長　ここでしばらく休憩します。

休　　憩（14：58）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（15：00）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

大平（栄）委員 不用の決定したときは、やることはできるけども、していいってことじゃないです。公益上の必要性ってのは、そのときの自治法 232 条の 2 じゃないんですよ。それには、そういう問題が起きていろいろあるから、譲渡したり補助金あげるときには、長及び議会だということなんですよ。それでいいってことになれば、私は、またこういうことも起きるってことでしてあるけども、そうじゃなかったら法的手段のもと自信があって言ってるんだったら、私はそれで結構です。それでいいんだか、どうかということです。いいか、悪いか聞いているんです。

武藤総務政策部副部長 いいか、悪いかということでございますので、いいと判断しております。

大桃委員 副部長にも私、公益上の必要性の資料おあげしたけど、私もいろいろ読んでも、副部長の言っているのは少し無理があると私は思います。そういつてかたくなにおっしゃるんであれば、その自治法上の条文及び解釈、この間の行政何とか、ああいうのを全部、次の委員会に出して、今、大平委員の話で、除雪車の話だけじゃなくて公益上の必要性の話にちょっといったんで、そっちのほうもやらなきゃならないと思いますから、副部長がそういつてかたくなにおっしゃるんであれば、その辺の資料を出して、私どもに説明して、納得するかどうかはわかりませんが、そういうのを次の機会にやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長 適用につきましては、資料等提出していきたいと思います。もう一点、公益上の必要性につきましては、私どもの見解は常々申し上げさせていただいておりますが、このたびの住民監査請求の公表の結果を拝見させていただきましても、今回の公益性については合理的であるということで監査委員からの判断も出ておりますので、当然私どもとしてはその部分を尊重していきたいと考えております。

大桃委員 監査委員の監査結果を副部長が重視するのは構いませんけども、私ども委員がどう理解するかっていうのはまた別の話ですので、私どもも自治法の勉強はしますが、副部長がおっしゃるような、こうだというんであれば、それで説得できるような資料を出して、皆さんにわかっていただく。そういう努力は必要だと私は思いますので、監査結果を理由だけでなく、そういう資料出して説明していただけるとありがたいと思いますが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長 丁寧な説明に心がけます。

大平（恭）委員 細野区にまつわる関係で、契約書が見当たらないので、次回ぜひ契約書をいただきたい。委員会に。もし可能であれば、下折立、同様に契約されていると思いますので、そこら辺も含めて資料のほうをお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

武藤総務政策部副部長 契約書ということですが、まず、結論からしてございません。その理由は、不用物品の譲渡につきましては受領証を徴するというのが財務規則に書いてあります。あくまでも契約行為ではありません。申請に基づいて譲与をした。それに対して受領

したという受領証を徴しなさいというのが規定でございます。

大平（恭）委員　　ないということであれば、今後もそういう契約ではないということであれば、書面上の契約に類するような担保をしっかりと取るようなことも考えていただきたいんですが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長　　現状の規則では、あくまでも申請に基づく行政行為ということで規定されておりますので、財務規則も照らしながら、どのような部分が必要なのか検討はしていきたいと思います。

大平（栄）委員　　さっきも大桃委員が言ったけども、自動車の持ち主のところ消してある。住所も消してある。公益上の必要性。くれた人の住所がわからないということ。消したということは。これはなんで消したんですか。わかってもらいたくないから消したわけだと思うけど。（「今度、委員会に出てくる」と呼ぶ者あり）

本田委員長　　今、検討すると…（「検討じゃない」と呼ぶ者あり）委員会に出すと…（「検討とかの問題じゃない」と呼ぶ者あり）

武藤総務政策部副部長　　今ほどの大平委員のご意見ですが、先ほども申し上げましたとおり、こちらにつきましては、情報公開請求に基づいた結果を資料として出させていただいた部分でありますので、今後の委員会の中で個人名については、これをコピーして出すということではなくて、別に報告をしていきたいと考えています。

大平（栄）委員　　考えてるんじゃないくて、これなんて一番大事なところだから、どこにやったとか。なんで消したかということだ。情報公開なんていったって、情報公開じゃないでしょう。こんなところ、とんでもない、俺が名前書いたたって。これは後で言うけど、細野集落にやったの…

本田委員長　　大平栄治委員。この件は一旦答えもらっていますので、言わんとしていることはよくわかります。角度を変えてお願いいたします。

大平（栄）委員　　さっきも言ったけど、公益上の必要性のあれをきちんと出してください。私が言いますけど、公益上の必要性ということで、補助とかそういうものが頻繁に裁判になって、間違っ出てくるから、必ず公益上の必要な補助、そういったときはもちろん議会の議決がいるから。それをきちんとやってくださいということで。議会の議決なんて、ここでは書く必要ないんだけど、改めて書いていて、解説なんだあれば、あくまでも。ちゃんと書いてあるから。そういうのがあったら今出すって言ったけども、すぐでもあるわけだから出してください。

本田委員長　　この件は以上とさせていただきます。ほかに質疑はございますでしょうか。（なし）本日のところは質疑は以上とさせていただきます。質疑の中で今後も委員会として調査していかなければならない事案だと受け止めさせていただきました。今後のことにつきましては、しばらく休憩の中で懇談させていただきたいと思っております。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（15：10）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（15：14）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に次回の委員会開催について、委員の皆さんからご意見いただきました。日程等につきましては、委員長、副委員長と相談して、調整をさせていただきたいと思います。本件については以上とさせていただきますが、よろしいですか。（異議なし）

（２）その他

本田委員長 日程第２、その他を議題といたします。その他、執行部から報告事項等ありますか。

森山総務政策部長 台風１９号についての関係でございます。まず、市の警戒体制についての報告であります。本日、午前中に会議を持ちまして、庁内における体制として、本日１１時に地域防災計画に基づく第一次の配備体制、いわゆる警戒体制に移行いたしましたのでご報告を申し上げます。具体的な内容であります。現在、水位の上昇等が発生していないことから、当面は各部署において情報収集及び関係機関との連絡調整を行うこと、及び市民への注意喚起を行うということで、今現在は進めてございます。また明日、再度会議を開きまして、今後の情報を収集した内容を協議し、今後の対応を決定するという状況が今現在となっております。台風に関連しまして、市内における週末のイベント等の中止でございますが、こちらについては、市が把握できたものを市ホームページに今現在、イベント中止情報として掲載しておりますので、議員各位におかれましてはそちらのほうをご覧いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本田委員長 この件につきましては報告ということでお願いいたします。委員の皆さんからご意見、協議事項等ございますでしょうか。（なし）なければ、最後に私から、行政視察先への質問事項は、本日が提出期限となっております。事務局まで提出をお願いします。現在、数名しかいただいておりますので、皆さんからご質疑いただきたいと思います。取りまとめの上、視察先に送付いたします。本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれで閉会といたします。

閉 会（15：17）